



# 『火のしまつ 君がしなくて 誰がする』

## 秋の火災予防運動 (H20.11.9.~11.15.)

11月9日(日曜日)から15日(土曜日)、「火のしまつ 君がしなくて 誰がする」を統一標語に、全国一斉に秋季全国火災予防運動が行われます。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的としています。

また、10月1日に浪速区の個室ビデオ店にて、15名の方がなくなる悲惨な火災が発生しました。原因等は今後正式に発表されると思いますが、消防設備は、消火器・屋内消火栓・自動火災報知設備・避難器具・誘導灯・連結送水管が設置されていたにもかかわらず大惨事となった事は、報道されている内容から推測しますと、初期の防災活動(発見・避難・消火)に問題があったのは歴然としています。この時期に火災予防運動期間を利用され、火災予防や防火対策について、防火意識を再確認するきっかけにはいかがでしょうか。

### 平成20年秋季火災予防運動重点目標 (消防庁9月17日)

#### (1) 住宅防火対策の推進

- ア 設置義務化を踏まえた住宅用火災警報器の早期設置の促進
- イ 住宅用火災警報器の不適正販売に係る予防策の周知
- ウ 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進
- エ 防災品の普及促進
- オ 消防団、婦人防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- カ 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供
- キ 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

#### (2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

- ア 「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上
- イ 物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底
- ウ 放火火災・連続放火火災による被害の軽減対策の実施

#### (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火管理体制の充実
- イ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
- ウ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
- エ 防火対象物定期点検報告制度の周知徹底
- オ 違反のある小規模雑居ビル等の防火対象物に対する是正指導の推進
- カ 認知症高齢者グループホーム等の高齢者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
- キ 避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策の徹底



### 個室ビデオ店火災から推測される防災確認ポイント

#### ◆ 発見

- 【1】自火報のベルが「最初は鳴って、途中で止まった」(10月3日11時31分配信 毎日新聞より)  
原因については、①総合盤の破損 ②「受信機」でベルを停止した ③停電し、バッテリーも切れた などが推測されますが、②「受信機」でベルを停止した について確認します。皆様の事業所の受信機はどちらのタイプですか。



#### 【地区音響再鳴動機能】

自火報受信機で地区音響(ベル)を停止するには、受信機の『地区音響一時停止釦』を押すと停止します。ただし、一定時間を経過すると自動的に再度地区音響が鳴動するようになっています。平成9年4月消防法施行規則改正で、そのような仕組みとなりました。左写真のように、ワンプッシュ釦のような『地区音響一時停止釦』が設置されています。

地区音響一時停止釦



裏面へ続く

### 【古いタイプ】



平成9年の消防法施行規則改正前の受信機は、左写真のように、『地区音響停止鈕』と記載され、定位と停止位置表示をされており、停止にスイッチを切り替えるとずっと停止してしまうタイプでした。このタイプの受信機ですと、火災発報の時に、とりあえずうるさいので地区音響を停止されてしまうと、再度、定位に戻さない限りベルは鳴動しません。ベル停止・解除のルールを再確認をお願いします。  
☆特定1階段防火対象物については、地区音響再鳴動機能付きの受信機への更新が義務付けられています。

### 【2】店内にあった消火器に、いずれも使用された形跡がない (10月3日 20時45分配信 時事通信)

推測される原因について、①消火器の場所がわからなかった ②消火器の使用方法がわからなかった ③火災に気付いた時には、消火器を使用するような段階ではなかった が考えられます。

- ◆消火器は、目につきやすい場所、出入口付近などに設置、日頃より場所の確認をするようにしましょう。
- ◆消火器の使用方法について、訓練などで繰り返し練習しておきましょう



### 【3】従業員が十分な避難誘導をしていなかった。従業員は「避難訓練をしたことがない」

10月3日 15時1分配信 毎日新聞

消防計画書に記載した避難計画に基づき、避難訓練は実施をしてください。その際、避難に障害になるような物がないか、転倒し避難路をふさいでしまうような置物がないかの確認をお願いします。



「初秋」